

いじめ防止対策基本方針

目 次

I	板橋区いじめ防止対策基本方針の理念	P. 1
II	いじめの定義	P. 1
III	板橋第七小学校の学校基本方針	P. 1
IV	学校基本方針	
	A 未然防止	P. 2
	B 早期発見 C 早期対応	P. 3
	D 相談体制 E 校内研修	P. 4
	F 重大事態 G 点検・改善	P. 4～5
V	いじめ未然防止の対応について	P. 6
VI	いじめ防止に係る年間計画	P. 7
VII	いじめ発見から対応について	P. 8
 <参考資料> 1 いじめ早期発見のためのチェックシート 教師用 家庭用		
2 いじめなど困った時の相談		
3 いじめ防止対策推進法（概要）		

令和 7 年度

板橋区立板橋第七小学校

I 板橋区いじめ防止対策基本方針の理念

基本方針の理念

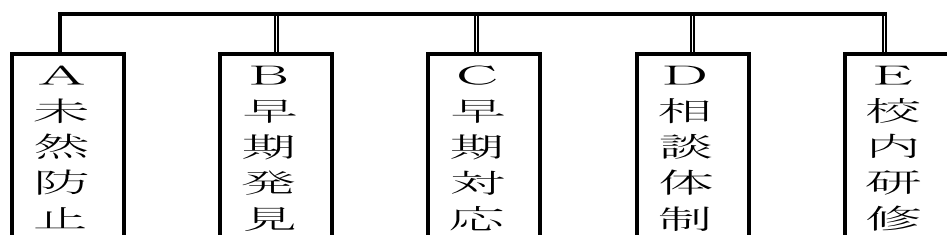
- I いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめの未然防止に取り組む。
- II いじめは、どの子供にも、どの学校（園）でも起こり得るものであるとの認識に立ち、いじめの早期発見に取り組む。
- III いじめは、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとの認識に立ち、学校・地域住民・家庭その他関係諸機関との連携の下、いじめの早期対応に取り組む、早期解決を図る。

II いじめの定義

いじめ防止対策推進法	問題行動等調査
児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。	当該児童生徒が一定の人間関係にある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているもの

☆ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童・生徒の立場に立つことが必要です。

III 板橋第七小中学校の学校基本方針 5 つ の 柱



学校いじめ防止等対策委員会

<委員会構成メンバー>

校長・副校長・特別支援教育コーディネーター、主幹教諭、生活指導主任、教育相談担当、スクールカウンセラー、巡回指導講師、担任、
（他教職員は必要に応じて加わる）

学校の基本方針策定にあたり相談する組織

- 学校運営連絡協議会 ○ P T A 実行委員会 等

<板橋区教育委員会の支援組織>

- 板橋区教育委員会いじめ問題対策支援室
○ S T A R T（学校緊急対応チーム）
○ 板橋フレンドセンター

IV 学校基本方針

A 未然防止

○ 常日頃より「いじめをしてはいけない」という気持ちをつくる働きかけをする。

● 協同学習の導入による学級づくり

- ① 児童が学級づくりに参加し、「いじめ」が起こらない学級をつくっていかうとする意識づくりと、学級の問題は自分たちで解決していくという意識を高める。
- ② 「学級会」の時間を大事にし、児童同士による話合いや実践の場を通して、集団を改善する手続きや一人一人の友達をよく知り、良いところを認め合い、よりよい人間関係を構築しようとする気持ちと態度を育てる。
- ③ 「協同学習」を授業改善の視点として取り入れ、人的関係の中で個人の責任や社会的スキル等を身に付けながら、相互協力関係・信頼関係を授業の中から築いていけるようにする。
- ④ 保護者にも自主的な学級づくり推進がいじめを防止することについて理解を得る。

＜特別な取組＞ 全学級余剰時間から10時間を学級会に当てる。
全学級で学級のいじめ防止の観点を入れた目標づくりをする。

● 人権教育

「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」という人権感覚を各教科、道徳、総合的な時間、特別活動等の特質に応じ、教育活動全体を通じて育成する。
また、いじめ等他の人を傷つけるような問題が起きた時には他の人の人権を尊重する観点から看過することなく、学校全体として適切かつ毅然とした指導を行う。

＜特別な取組＞
校長講話：全校朝会における校長の話と、その後の学級における深め合い。
全校：帰りの会等で「がんばったこと」を認め合う場づくりをする。また、友達の「よいところ探し」など認め合う場を積極的につくる。

5年生：講師を招いて、いじめ予防の特別学習を行う。（弁護士等）
6年生：卒業の前に、法学（法教育）を通して、講師の特別授業等を受け、「人権といじめ」について学ぶ。

● いじめに関する授業の実施学期1回以上のいじめに関する授業を学年の発達段階に応じて教材を工夫し行う。また、令和7年6月17日（火）の板七の日で公開する。

● 体験活動

授業では「体験活動」を実施することにより、様々な体験を通じて、児童の社会性や豊かな人間性を育む。また、緑のカーテンを中心にした様々な自然体験や社会奉仕体験等を学校教育活動に適切に位置付け、道徳や特別活動、総合的な学習の時間、各教科と関連させて効果的な取組を進める。

● 情報モラル教育

保護者参加の児童の携帯電話やスマートフォン・パソコン等の利用に関する学習の場を設定し、いじめ等を未然に防ぐ情報モラル教育を行う。また、保護者に対して、携帯電話等を買与える保護者の責任について啓発を図る。

＜特別な取組＞
5・6年生：携帯電話やスマートフォン・パソコン等の利用に関する保護者同席のセーフティ教室を行う。

● スクールカウンセラーの活用

児童や保護者の抱える悩みを受け止め相談できる場として、スクールカウンセラーの利用を推進する。（日常より児童へはお話タイムの推進、保護者へはスクールカウンセラーと相談できる時間の確保など相談室だより等で周知する。）

＜特別な取組＞ 3年生：アンガーマネジメント学習を受ける。
5年生：カウンセリング体験をする。

● 保幼小中連携「学びのエリア」

保・幼・中と連携を取り、情報を共有することで、いじめの原因ともなり得る小1

プロブレム、中1ギャップなどの原因を少なくするようにする。

● 「保護者の責務」の徹底

保護者会等において、保護者の責務を事があることを啓発する。

B 早期発見

☐ 日常の綿密な児童観察及び定期的なアンケート調査を行う。
☐ 教職員の定期的な情報交換の場を設定する。
☐ 相談箱等を設置する。
☐ 保護者及び地域からの声の収集を行う。

● いじめの実態把握調査（ふれあい月間）

「ふりかえり7」を実施し、東京都のふれあい月間に合わせて、6月、11月、2月にアンケート方式による調査を実施する。

● 教職員の定期的な情報交換

金曜日に生活指導夕会を設け、いじめの情報があれば全員で情報の共有化を図る。専科の時間等の様子についても確認する。

● 相談窓口

児童・保護者には、担任・関係の教師、保健室・校長室と、様々な窓口があることを周知する。相談箱を校舎入り口と校長室（職員室前）に設置する。

地域からの情報収集も大切にし、電話・会話等で情報を収集する。特に、スクールガード、見守り隊の方々から話をいつでも聞けるよう話しやすい雰囲気をつくる。

● 「いじめ見逃しゼロ」

いじめは、どの児童にもどの学校でも起こりうることの認識に立ち、「いじめ見逃しゼロ」を教職員が徹底する。

● 「ネットパトロール」の情報の利用

いじめとなりうる情報の書き込み等がインターネット上に発見された場合は、教育委員会と連携をとり、適切な対応を行う。

C 早期対応

☐ 重大事態であるかの判断をする。
☐ いじめ対策委員会で方針を話し合う。
☐ 早期に事実確認をする。
☐ 児童との対話を行う。 ・被害者、加害者、周りの児童
☐ 学級の立て直しの方策を検討する。

● いじめ対策委員会で「重大事態かどうか」「対応の方針（事実確認、対応、改善）」の方針を決定し、全教職員が協力して対応する。

① 重大事態であるかの判断をする。

② 幅広く、事実確認をする。

③ いじめが発生した学級の児童全員から話を聞く。（状況・不満・不安・今後・意見）
（相談時間づくりとして、専科等による補教体制）

④ 被害者児童への対応及び支援

・関係児童全員から速やかな事実確認

「いつから、何を（どのようなことを）、誰に、どの程度」の確認と詳細な記録、周囲の児童関係教職員を含めた事実確認を行う。

・「あなたを学校全体で守る」という学校全体の意思の伝達「いじめられる側は悪くない」という共通認識、学級において担任が被害者側の味方であることの明言、スクールカウンセラーとの連携による安心できる場の確保を行う。

・被害・加害者両方の児童の保護者への速やかな連絡と話をする場の設定

事実を基にした保護者への速やかな連絡、状況の定期的かつ細やかな保護者への

報告、状況に応じて保護者（同士を含む）との話し合いの場の設定をする。

- ・スクールカウンセラーが被害者の児童にカウンセリングを行う。
- ・複数教員で対応する。（直接授業に入る、給食の準備、清掃時、休憩時等）
また、声をかけ話ができる、聞いてあげる雰囲気をつくる。

⑤ 加害者児童への対応及び措置

- ・速やかな事実確認と保護者への連絡
加害者児童がしてはならないことの明確化、校長を含めた複数の教員での対応、親子での話をする場の設定をする。
- ・いじめが止まない場合の取り出し指導の場と学校体制の確立
加害者児童を被害者児童から遠ざける体制の確立、保護者の了解を得て、取り出し（別室）指導の場の確保と取り出した際の指導体制の確立をする。
- ・謝罪の場の設定とその後の様子の観察
被害者児童が納得する話となるような謝罪の場の設定、事前の加害者児童の保護者への謝罪内容等の確認、謝罪後の様子の観察と定期的なスクールカウンセラーとの面談をする。

⑥ 学級の立て直しとして、ルールの再編と徹底、暖かい言葉掛け、楽しい時間作りを行う。また、校長をはじめ学校の教職員全て（含むスクールカウンセラー）といつでも相談して良いことを伝える。

（専科の時間の応援、また、専科教員の学級への応援）

D 相談体制

○ いじめ対策委員会の設置と活用。

○ スクールカウンセラーの活用。

○ 学級でのチェックリストの活用。

- ・管理職への確実な報告可能な体制及びスクールカウンセラーとの情報共有の場の設定

「少しでも気になる児童の様子はすぐに報告」の学校体制とシステムの構築、スクールカウンセラーとの情報共有の場と時間の設定をする。

- ・個々のケースについての情報共有及び教職員一人一人の関わり方の確認
聞き取った事実の共通理解、ケース毎の具体的手だて及び教職員の対応についての協議、関係児童への声かけをする。
- ・取り上げるレベルの明確化とチェックリストの作成
日々の児童観察に使用するチェックリストの項目の設定、危機レベルの設定と学校全体の動きが分かる資料を作成する。

E 校内研修

○ いじめ防止の研修計画を立てる。

○ 東京都、板橋区の研修会に参加し、情報を共有する。

○ 研修会の情報の共有化。

- ・いじめを生み出さない学級の雰囲気作りについての研修
- ・いじめを見逃さないための児童の観察の視点を明確にするための研修
- ・被害・加害者児童の保護者への連絡内容及び実際の話し方の研修
- ・東京都及び板橋区主催のいじめ防止のための研修会への参加と情報提供

<特別な取組>

全教職員：年1回、いじめに関する研修（外部講師の招聘を含む）を実施する。

<参照>いじめ問題解決のための「教員研修プログラム」東京都教育委員会

「人権教育プログラム」東京都教育委員会

「人権教育指導資料」板橋区教育委員会

F 重大事態の場合

<重大事態の場合>

- ・教育委員会へ報告、相談・指導を得て、取り出し（別室）指導をする。

<最重大事態の場合>

- ・教育委員会へ報告、相談をして、警察に連絡

◎ 重大事態への対応

重大事態とは （法第28条第1項）

- | |
|--|
| <p>① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
{生命、心身又は財産に重大な被害}
○ 児童生徒が自殺を企図した場合
○ 身体に重大な傷害を負った場合
○ 金品等に重大な被害を被った場合
○ 精神性の疾患を発症した場合 など</p> <p>② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
{相当の期間} 不登校を理由として欠席が年間累計13日を超えた時点を目安とする。
ただし、5日間程度連続して欠席した場合は迅速に調査に着手すること。</p> |
|--|

G 点検・改善

- ・年3回のふれあい月間でのアンケートだけでなく、「ふりかえり7」を使って、点検をする。また、その結果をもとに面接等を行って日常での点検・改善を目指す。

V いじめ未然防止の対応について

学年	人 権 教 育		相談・情報収集		情報モラル
	担 任 等 学級づくり	外部講師 特別授業	スクールカウンセラーの 活用	担 任 ・ 専 科 等	
1	校長講話・ 認め合う場の 設定	※クラス目標 づくり		相談箱 相談窓口設置 (担任、養護教諭、専科等関係職員、校長室、相談室等)	
2		※クラス目標 づくり		児童観察 アンケート (年3回)	
3		※児童の手によるクラス 目標づくり	アンガーマネージメント 学習	児童の面談	
4		※児童の手によるクラス 目標づくり		専科教員からの情報・ 児童の専科教員との相談 (雑談含む)	セーフティ教室 情報モラル
5		※児童の手によるクラス 目標づくり	いじめ予防 授業	全児童カウンセリング体験	セーフティ教室 情報モラル
6		※児童の手によるクラス 目標づくり	「人権と いじめについて」の 授業		セーフティ教室 情報モラル

※学級会の時間を使って児童の手で学級目標を作らせ、教室の見えるところに掲示する。自分たちで学級経営に参画する意識をもたせ、自分たちで作った目標である意識をもたせる。その際に、いじめのないクラスをつくるという意識ももたせるようにする。

※保護者にも学級目標の意義、学級経営に参画する意識について、理解をしてもらい、児童が自分たちで解決することについて協力を得る。

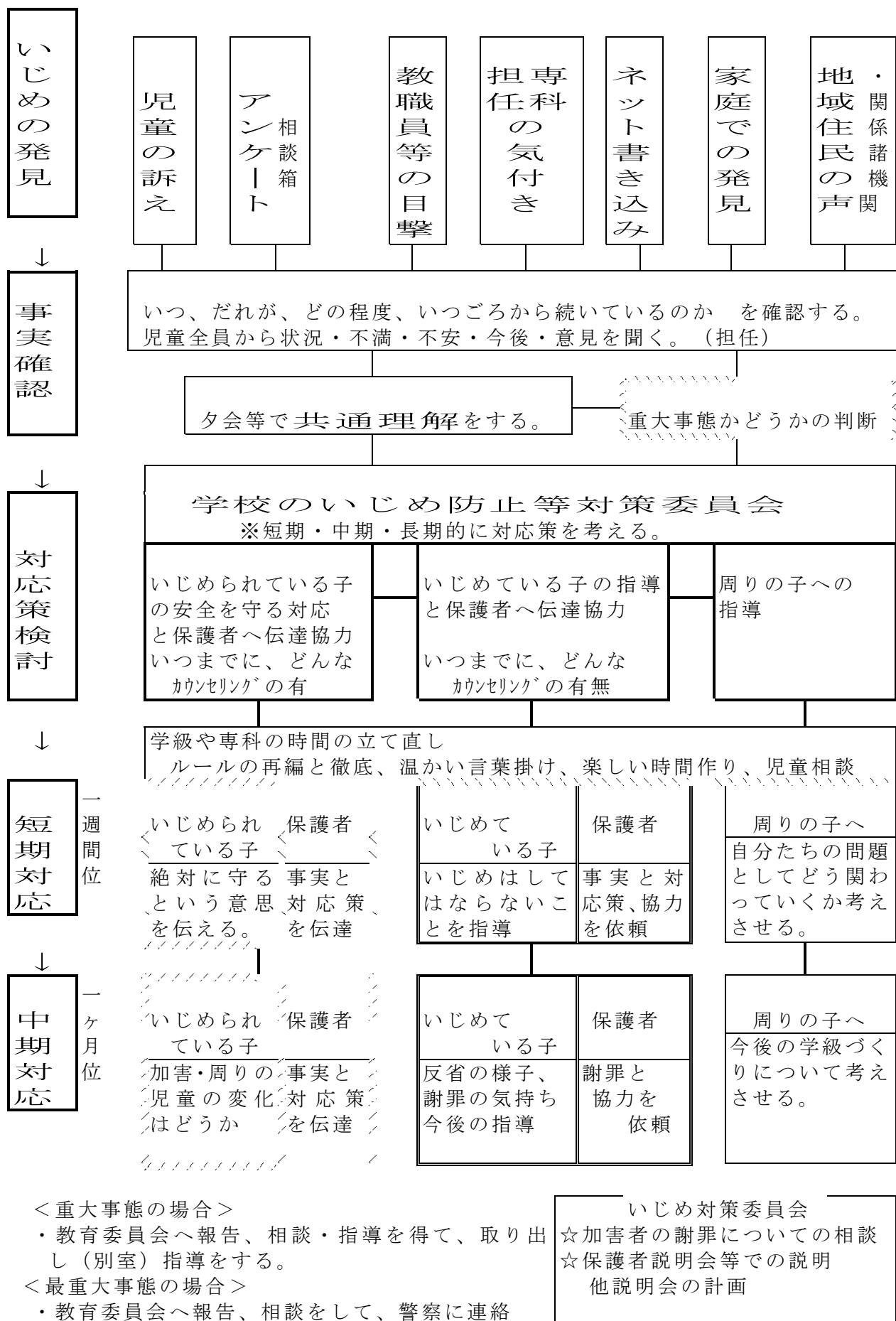
Ⅵ いじめ防止等に係る年間計画

<子供たち主体の学習・行事の推進>

- ・一人一人の児童の活躍場所・居場所をつくる。
- ・一人一人の児童の理解に努める。
- ・いじめ見逃し〇に努める。

	児童の活動（学年）	教職員の動き	保護者・地域
4月	・1年生を迎える会 ・SC紹介・相談室利用について	・基本方針確認 ・SC・巡回指導講師紹介 相談室利用について確認	・保護者会 ・SC紹介、相談室利用について
5	・SC面接（5）グループ個別 ・運動会 ・あたたかい言葉標語	・学びのエリア研修 ・教員自己申告 ・校内研修「児童理解」	・PTA総会 ・個人面談
6	・ふれあい月間① ・アンケート① ・移動教室（6年）	・校長講話 ・教育相談週間 ・いじめ防止授業の実施	・学校公開 ・学校運営連絡協議会① ・アンケート①
7	・移動教室（5組）		・PTA家庭教育学級 ・保護者会
8		・校内研修「いじめ防止チェックリスト」	・親子読書等
9	・移動教室（5年） ・セーフティ教室（全）	・校内研修「いじめ防止教育プログラム」 ・チェックリストの活用	・保護者会
10	・生活科体験（1・2年）	・学びのエリア研修 ・いじめ防止授業の実施	・学校公開 ・学校運営連絡協議会② ・読書月間 読み聞かせ
11	・ふれあい月間② ・アンケート② ・展覧会	・校長講話	・アンケート②
12		・校内研修「人権感覚」	・個人面談
1	・板七っ子まつり	・校内研修「意識点検」 ・学校内部評価	
2	・ふれあい月間③ ・アンケート まとめ ・保育園交流（1） ・6年生を送る会 ・交流給食	・校長講話 ・教育相談週間 ・自己評価 ・道徳授業地区公開講座	・学校公開 ・アンケートまとめ ・学校運営連絡協議会③
3	・修了式・卒業式	・基本方針の改善 ・新年度計画	・学校関係者評価 ・保護者会
通年	・問題解決的な学習 ・協働学習 ・道徳教育 ・体験活動 ・縦割り班活動 ・あいさつ運動 ・SC相談	・分かる授業 ・学校対策委員会 ・SC相談 ・巡回指導員の指導 ・巡回指導講師の活用	・土曜授業プラン （日常授業・行事）

VII いじめ発見から対応について



いじめ早期発見のためのチェックリスト(教師用)

	項目	児童を観るポイント	児 童 名
登校から 朝の会	1	遅刻・欠席・早退などが増えた。	
	2	朝の健康観察で返事に元気がない。	
教科等の 時間	3	教室に入れず保健室等で過ごすことが増える。	
	4	学習意欲が低下し、忘れ物が増える。	
	5	発言を冷やかされたり、無視されたりする。	
	6	目を合わせようとしない。	
	7	グループにする時に、机を離される。	
	⑧	教師に見えないように物を投げ合う。	
	⑨	他の児童に対して威嚇する表情をする。	
	⑩	特定の児童の発言に迎合する。	
休み時間	11	休み時間に一人でいることが増える。	
	12	遊んでいる時も特定の子に必要以上に気を遣う。	
	13	遊び仲間が変わる。	
	⑭	教室や廊下で集まり、ひそひそ話をしている。	
給食清掃 の時間	⑮	おかずを意図的な配り忘れや不平等に配膳する。	
	16	重い物や汚れた物、ゴミ捨てを多くさせられる。	
	17	清掃の時間に一人だけ離れて掃除をしている。	
帰りの会 から下校	18	責任を押しつけられ、追及されることが多い。	
	19	帰りの会終了後、用事がないのに下校しない。	
	20	準備や片付けを一人でしていることが多い。	
学校生活 全般	21	グループ分けなどなかなか所属が決まらない。	
	22	本意でない係や委員会に無理矢理選出される。	
	23	衣服の汚れや擦り傷等が見られる。	
	24	持ち物や掲示物にいたずらや落書きをされる。	
	25	持ち物がなくなったり、壊されたりする。	
	②⑥	名札を忘れる。上ばき等をわざと持ち帰らない。	
	②⑦	集団で遅れてくる。	
	②⑧	教師に誤解されていると思い、むきになる。	
	②⑨	友達からの声かけを意図的に無視をする。	
	③⑩	金品や物の貸し借りを頻繁に行っている。	

(福岡県教育委員会のチェックシートを参照)

いじめ早期発見のためのチェックシート(家庭用)

板橋区立板橋第七小学校

	項目	お子さんの様子はいかがですか？	大丈夫	心 配
起床から 登校前	1	布団からなかなか出てこない、具合が悪そう。		
	2	(いつもと違って) 朝食を食べようとしない。		
	3	登校を渋ったり、集合場所に行きたがらない。		
	4	いつも特定の子が無理矢理迎えに来る。		
登校中	5	友達に荷物を持たされている。		
	6	一人で登校している。		
	7	遠回りしたり、家に戻きたりする。		
帰宅時	8	服が汚れていたり、破けていたりする。		
	9	あざや擦り傷があり、理由を言わない。		
	10	すぐに自分の部屋に駆け込み、出てこない。		
	11	自転車や持ち物等が壊されている。		
	12	学校の話をしなくなる。		
	13	道具や持ち物に落書きがある。		
夕食から 就 寝	14	食欲がない。		
	15	友達の話をしない。いつもの友達と遊ばない		
	16	親と視線を合わせない。		
	17	お金の使い方が荒くなった。無断で持ち出す。		
	18	部屋にある持ち物がなくなっていく。		
	19	買い与えた以外の品物を持っている。		
	20	特定の友達から頻繁に電話がかかってくる。		
	21	家族と話をしなくなる。		
	22	成績が下がり、書く文字の筆圧が弱くなる。		
	23	急に兄弟をいじめたり、乱暴になったりする。		
	24	ボクシングや空手を習いたいと言ってくる。		
	25	携帯電話やスマホ等を急に見なくなる。		
	26	なかなか寝付けない様子である。		

< 保護者の皆様へ >

お子さんの気持ちは、日々変わっています。
学校であったことなど、日頃から聞いてあげて
ください。また、家庭で友達関係や学習面など
アドバイスをしてあげてください。

本チェックシートは、お子さんがいじめにあっているか
どうかを知る手がかりになるようにと作ら
れたものです。このチェックシートを基に
お子さんの様子を見てください。
そして、心配なことがありましたら、
学校の先生へお話しください。



いじめなど、困ったときの相談は・・

東京都いじめ相談ホットライン

24時間対応

電話 03-5331-8288

東京都教育相談センター

平日 9:00～21:00

土日祝日 9:00～17:00

(年末年始を除く)

電話 03-3360-8008

24時間いじめ相談ダイヤル

24時間対応 ナヤミ 休-

電話 0570-0-78310

(全国統一ダイヤル)

東京都児童相談センター

平日 9:00～21:00

土日祝日 9:00～17:00

(年末年始を除く) ヨイコニ

電話 03-3366-4152

子供の権利擁護専門相談事業

平日 9:00～21:00

土日祝日 9:00～17:00

(年末年始を除く) ハジテミナヨ

電話 0120-874-374

警視庁少年相談室

平日 8:30～20:00

土日祝日 8:30～17:00

(年末年始を除く)

電話 03-3580-4970

(ヤングテレホンコーナー)

板橋区教育相談所

月～金 祝休日・年末年始を除く

9:00～17:00

教育相談所 蓮根

電話 03-3967-6181

教育相談所 成増分室

電話 03-3975-9693

板橋いじめ110番

月～金 祝休日・年末年始を除く

9:00～17:00

電話 03-3964-1370

START(学校緊急対応チーム)

3579-2664

板橋フレンドセンター (不登校相談)

3991-2500

東京都小児総合医療センター

こころの電話相談室

月～金 祝休日・年末年始を除く

9:30～11:30 13:00～16:30

電話 042-312-8119

東京都立精神保健福祉センター

(こころの電話相談)

月～金 祝休日・年末年始を除く

9:00～17:00

電話 03-3842-0946

一番 合うところを
紹介してもらえます。

いじめ防止対策推進法（概要）

総則

1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

二 いじめの防止基本方針等

1 国、地方公共団体及び学校の各主体による「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定（※）について定めること。

※国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務

2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

三 基本的施策・いじめの防止等に関する措置

1 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として①道徳教育等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、⑥調査研究の推進、⑦啓発活動について定めること。

2 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。

3 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として①いじめの事実確認、②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定めること。

4 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

四 重大事態への対処

1 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、1の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。

3 地方公共団体の長等（※）に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による1の調査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずること等について定めること。

※公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

五 雑則

学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。

（一から五までのいずれも、公布日から起算して三月を経過した日から施行）